

定款

クボデラ株式会社

令和2年7月16日作成

クボデラ株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、クボデラ株式会社と称し、英文ではKUBODERA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設用資材および住宅用品の販売
2. 住宅の販売
3. 建築設計および監理ならびに建築物の施工
4. 土木工事の施工および監理
5. 不動産の売買、賃貸、斡旋および管理
6. 損害保険業務の代理
7. 農産物の加工および販売
8. 農産物の生産資材、機械等の輸出版売
9. 農業コンサルティング
10. 葬祭に関わる事業
11. 葬祭に関わるサイトの開発運営
12. 企業の経営に関するコンサルティング業務
13. 古物の販売
14. 有料職業紹介事業
15. 労働者派遣事業
16. 上記に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、791万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算種類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2. 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。
4. 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第 22 条** 取締役会は取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、他の取締役があらかじめ取締役会において定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
 3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議等の省略)

- 第 23 条** 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。
2. 取締役または監査役が取締役および監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会規程)

- 第 24 条** 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

- 第 25 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 26 条** 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は業務執行取締役等でない取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(期末配当金)

第36条 当社は、株主総会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。

(中間配当金)

第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(期末配当金等の配当の除斥期間)

第38条 期末配当金および中間配当金はその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

(変更履歴)

平成17年7月17日 制定

平成28年8月29日 臨時株主総会にて変更

平成29年7月20日 取締役会にて変更

平成29年7月20日 定時株主総会にて変更

平成30年3月6日 臨時株主総会にて変更

平成30年7月19日 定時株主総会にて変更

平成31年4月8日 臨時株主総会にて変更

令和2年7月16日 定時株主総会にて変更